

浦添市立学校における新型コロナウイルス感染症関連による「出席停止」等の判断基準について
(令和5年5月8日一部変更・修正)

令和5年5月8日適用
浦添市教育委員会

【保護者用】

	状態	登校等	備考(期間等)
本人	① 本人の感染が判明した者 (有症状の場合)	出席停止	●発症日から5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 (変更) ※熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも24時間程度は外出を控え様子を見てください。
	本人の感染が判明した者 (無症状の場合)	出席停止	●発症日から5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 (変更) ※検体採取の場合は、採取日から5日を経過するまで。
	② 同居の家族が陽性となった場合 ※濃厚接触者の特定は行わない (変更)	登校可 (変更)	☆可能であれば部屋を分け、陽性となったご家族のお世話は限られた方で行ってください。 ●感染者の発症日を0日とし、特に5日間は体調に注意する。7日目までは発症する可能性があるため、この期間の登校の際には、不織布マスクの着用を推奨します。 ※もし症状が見られた場合は →「本人」①へ
	③ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる者 (有症状) (変更) ※アレルギー症状等とは区別する	病欠 (変更)	●無理をせずに、自宅で休養をお願いします。 ※軽微な症状があることを以て、一律に登校制限することはありません。 ※状況に応じて、病院受診を御検討ください。
	④ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談がある場合:校長が合理的な理由があると判断される者。(無症状)	出席停止	※合理的な理由とは、同居家族に高齢者や基礎疾患(本人含む)がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合等が考えられます。(文部科学省指針)
	⑤ 保護者から感染の疑いがあるので休ませたいと相談がある場合(無症状) (追加)	出席停止 (追加)	☆出席簿の事務処理(便宜)上、出席停止とし「(例)コロナ感染予防のため」と記入します。 ※上記④及び⑤は本来、「校長が出席しなくてもよいと認められた日(欠席としないことも可能)」であり、学校保健安全法に基づく「出席停止」ではありません。
⑥ 登校後、発熱等の症状が見られる者 (追加)	病欠または出席停止 (追加)	●安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅での休養及び医療機関への受診をお願いします。 ※医療機関受診後は、学校への連絡をお願いします。また、出席の取り扱いは下記(※)のとおりです。 ※病院受診日は、「出席停止(感染症疑いのため)」 ※感染症の場合は、「出席停止」 ※感染症以外の疾病の場合は、「病欠」	
学級等	⑦ 同一学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合	学級閉鎖 部活動停止 (出席停止) (修正)	●5日程度(土日祝日を含む。)を目安とします。 ※感染の把握状況及び拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。 ※学級閉鎖は、学校と市教委で協議し決定します。
	⑧ 同一学年や学校全体で感染が広がっていると判断した場合	学級閉鎖 学年閉鎖 学校全体の臨時休業 部活動停止 (出席停止) (修正)	●複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。 ●複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。 ※上記については、学校と市教委で協議し決定します。
家族	同居の ⑨ 同居家族に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる者 ※アレルギー症状等とは区別する	登校可	※もし症状が見られ陽性となった場合は →「本人」②へ (変更)

※学校より病院受診を勧められる場合がありますので、御理解と御協力をお願いします。
また、自己負担(任意)で検体採取を行った場合は、学校へ採取日の連絡をお願いします。
なお、**陰性証明書等の提出や医療機関等が発行する検査結果や治療の証明書を求めることはありません。**

※本基準は、令和5年5月8日以降の適用となります。今後、状況に変化があった場合は、改めて通知します。
また、本基準に係る令和5年5月7日以前の通知は、廃止になります。

